

議員提出議案第 1 号

瑞穂町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例

上記の議案を提出する。

平成 29 年 3 月 23 日

提出者	瑞穂町議会議員	小川龍美
賛成者	〃	村山正利
〃	〃	近藤浩
〃	〃	森 亘
〃	〃	原 成兆
〃	〃	下野義子

(提案理由)

議員の職責及び瑞穂町議会への住民の信頼の確保に鑑み、議員が町議会の会議等を長期間欠席した場合、議員報酬及び期末手当を減額する必要があるため、本案を提出する。

瑞穂町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、瑞穂町議会議員（以下「議員」という。）の職責及び瑞穂町議会（以下「町議会」という。）への住民の信頼の確保に鑑み、議員が町議会の会議等を長期間欠席した場合における当該議員の議員報酬及び期末手当の支給について、瑞穂町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 31 年条例第 9 号。以下「議員報酬等条例」という。）の特例を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 町議会の会議等 町議会の定例会及び臨時会の本会議、瑞穂町議会委員会条例（昭和62年条例第17号）に基づき設置された委員会の会議並びに瑞穂町議会会議規則（昭和62年議会規則第1号）に基づき招集された全員協議会をいう。

(2) 公務上の災害等 東京都市町村議会議員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年東京都市町村議会議員公務災害補償等組合条例第1号）に基づき認定された公務上の災害又は通勤による災害をいう。

(議員報酬の減額)

第3条 議員が自己都合、疾病その他の理由により、町議会の会議等を長期間欠席した場合における議員報酬の額は、議員報酬等条例第1条から第3条までの規定により当該議員が受けるべき議員報酬から、次の表の左欄に掲げる欠席期間（町議会の会議等を欠席した日から町議会の会議等に出席した日の前日までの期間をいう。以下同じ。）に応じて、当該議員が受けるべき議員報酬にそれぞれ同表右欄に定める減額の割合を乗じて得た額を減じた額とする。

欠席期間	減額の割合
90日を超え180日以下であるとき	100分の20
180日を超え365日以下であるとき	100分の30
365日を超えるとき	100分の50

2 前項の規定は、欠席期間が90日を超える日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）以降、町議会の会議等に出席した日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）まで適用する。

(期末手当の減額)

第4条 3月1日、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）の前3月以内の期間（基準日が12月1日であるときは、同日前6月以内の期間。次項において同じ。）において、前条の規定により議員報酬が減額された月があるときの期末

手当は、議員報酬等条例第5条の規定により当該議員が受けるべき期末手当から、前条第1項の表の左欄に掲げる欠席期間に応じて、当該議員が受けるべき期末手当にそれぞれ同表右欄に定める減額の割合を乗じて得た額を減じた額とする。

2 基準日の前3月以内の期間において、議員報酬の減額の割合が異なる場合は、減額の割合の高い方の割合を適用する。

(適用除外)

第5条 次に掲げる理由により町議会の会議等を長期間欠席したときは、前2条の規定は、適用しない。

(1) 公務上の災害等

(2) 出産、個人の責めによらない事故その他議員が町議会の会議等を長期間欠席することがやむを得ないと瑞穂町議会議長（以下「議長」という。）が認めるもの

(減額の効力)

第6条 この条例の規定により前任期中に議員報酬を減額されていた議員が、再び議員の資格を得た場合は、前任期中の減額の効力は及ばないものとする。

(疑義がある場合の措置)

第7条 この条例の適用に関し疑義が生じたときは、議長は議会運営委員会に諮り、これを決定する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。